

松戸市地域放課後児童支援事業 運営事業者審査会設置要綱

(設置)

第1条 松戸市地域放課後児童支援事業又は松戸市放課後児童健全育成事業（以下「支援事業等」という。）の運営事業者を選定するため、松戸市地域放課後児童支援事業等運営事業者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 応募書類等の審査に関すること。
- (2) 支援事業等の運営事業者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項

2 審査会は、公募に応じた者で募集要件を満たすと認められるものから、別に定める「松戸市地域放課後児童支援事業 審査基準」に則り、運営事業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 会長は、子ども部子ども政策課課長相当職をもって充て、副会長は、学校教育課課長相当職をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は、子ども部子育て支援課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

別表

No.	所 属	職制等	備考
1	子ども部子ども政策課	課長相当職	会長
2	学校教育部	課長相当職	副会長
3	子ども部子育て支援課	課長	
4	生涯学習部教育企画課		
5	実施小学校	校長	